Ⅲ　上場審査の内容（プレミア市場）

メイン市場への上場申請を行うためには、有価証券上場規程第211条各号（以下、「形式基準」といいます。）に適合し、かつ、上場前の公募又は売出し等に関して名証が定めた諸規則（「Ⅴ 上場前の各種規制等について」参照）における申請の不受理又は受理の取消し要件に該当しないことが必要です。

1 形式基準（有価証券上場規程第211条関係）

形式基準への適合状況については、申請会社が上場申請時等に提出する書類により確認します。

形 式 基 準 一 覧 表

項　　目	基　　準
(1) 株主数	上場時　８００人以上
(2) 流通株式	ａ．流通株式数　２０，０００単位以上 ｂ．流通株式数比率　３５％以上
(3) 時価総額	上場日　２５０億円以上
(4) 事業継続年数	上場申請日から起算して３年前より前から株式会社として継続的に事業活動をしていること
(5) 純資産の額	上場日　〈連結〉　５０億円以上 （かつ、単体純資産の額が負でないこと）
(6) 利益の額又は売上高	ａ．最近２年間〈連結〉　総額２５億円以上 ｂ．最近１年間〈連結〉　売上高が１００億円以上、かつ、 時価総額が１，０００億円以上
(7) 虚偽記載又は不適正意見等 ａ　虚偽記載 ｂ　監査意見	 最近２年間　「虚偽記載」なし 最近２年間　「適正」 （最近１年間については、「無限定適正」）
(8) 登録上場会社等監査人による監査	最近２年間の財務諸表等及び最近１年間の四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人による監査又は四半期レビューを受けていること
(9) 株式事務代行機関の設置	名証の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていること
(10) 単元株式数	上場の時に１００株となる見込みのあること
(11)株式の譲渡制限	上場の時までに上場申請に係る株式の譲渡につき制

	限を行わないこととなる見込みのあること
(12)指定振替機関における取扱い	上場の時までに指定振替機関の振替業における取扱いの対象となる見込みのあること
(13) 合併等の実施の見込み	次のａ及びｂに該当するものでないこと ａ．新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から２年以内に、合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行う予定があり、かつ、申請会社が当該行為により実質的な存続会社でなくなる場合 ｂ．申請会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から２年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

（1） 株主数（規程第211条第1号）

株主数※が、上場の時までに、800人以上となる見込みのあること。

【規程第211条第１号】

※「株主数」とは、１単位(注１)以上の株式を所有する株主の数をいいます。

この基準は、申請会社の最近の基準日等(注２)における株主の数に基づき算定しますが、当該基準日等の後に、公募(注３)又は売出しを行う場合若しくは自己株式取得決議に基づき自己株式を買い付けた場合などは、これらに伴い変動する株主の数を加減算します。

（注１） 「１単位」とは、単元株式数を定めている場合は一単元の株式数、単元株式数を定めていない場合には１株をいいます。

（注２） 「基準日等」とは、会社法の規定により設けられた基準日及び社債、株式等の振替に関する法律第151条第１項又は第８項の規定に基づき同法第２条第２項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいいます。当該基準日等における株主等の状況を把握していないときは、それ以前の株主等の状況を把握している直前の基準日等における株主等の状況に基づき算定します。

（注３） 「公募」には、自己株式の処分を含みます。（以下同じ）

（2） 流通株式数（規程第211条第2号）

次のａ及びｂに適合すること。

ａ 流通株式の数が、上場の時までに、２万単位以上となる見込みのあること。

ｂ 流通株式の数が、上場の時までに、上場株券の数の35％以上となる見込みのあること。

【規程第211条第２号】

この基準では、上場後の株券の円滑な流通と公正な株価形成の確保のため、流通可能性の高い株式を一定数以上確保するとともに、上場会社としての公開性を担保するために、所有が固定的でほとんど流通可能性が認められない株式を、上場株式数の一定以下に抑制することを求めています。

○流通株式数基準

「流通株式数」を、申請会社の発行済株式総数から、流通性が乏しいとして名証が定める株式の数を合算した数を減じて算定し、当該算定値が２万単位以上、かつ、上場時に見込まれる上場株券の数の35％以上となる必要があります。

なお、流通性が乏しいとして名証が定める株式は、以下の者が所有する株式、その他名証が流通株式に含めることが適当でないと認める株式をいいます。

＜流通性の乏しい株式＞

直前の基準日等現在における、以下の者が所有する株式をいいます。
なお、同じ者が所有する株式については、重複して計算しません(注1)。

・申請会社（所有する自己株式を指します。）(注2、3、4、5)
・申請会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含みます。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含みます。）をいいます。）
・申請会社の役員の配偶者及び二親等内の血族(注6)
・申請会社の役員、役員の配偶者及び二親等内の血族により総株主の議決権の過半数が保有されている会社(注6)
・申請会社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第８条第８項に規定する関係会社をいいます。）及びその役員(注6)
・国内の普通銀行、保険会社、事業法人等(注7、8、9、10)
・有価証券の数の10%以上を所有する者又は組合(注11)

（注１）例えば、申請会社の役員であるＡ社長が、上場申請に係る株式数の20%を所有しているケースにおいて、Ａ社長の持株数を「申請会社の役員が所有する株式数」に加えた場合、「10%以上を所有する者又は組合」には加えません。

（注２）流通株式から除く自己株式数は申請会社が現に保有する自己株式数をいい、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156 条第１項（同法第165条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定による決議をいいます。以下同じ。）を行っていても、未取得のものは所有する自己株式数に含みません。

（注３） 自己株式処分等決議を行っている場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を、申請会社は所有していないものとみなし、仮に未処分であっても、当該処分等決議済の株式数を所有する自己株式から減じます。

（注４）最近の基準日等以後において、自己株式処分等決議を行った場合で当該決議が特定の者に対して譲渡する決議である場合には、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなして計算します。したがいまして、当該決議による譲渡が、流通性の乏しい株式として名証が定める株式を所有する者に対するものであるときは、当該譲渡する株式数を、流通性の乏しい株式として合算します。

（注５）自己株式消却決議を行っている場合には、当該自己株式を消却したものとみなし、仮に未消却であっても、当該消却決議済の自己株式を所有する自己株式から減じます。

（注６）例えば、役員の親族と連絡が取れないなど、申請会社において流通性の乏しい株券の正確な把握が困難な場合は、その範囲及び把握が困難な理由を名証に報告いただくことで、追加調査を不要と判断できる場合がありますので、主幹事証券会社を通じてご相談ください。

（注７）普通銀行とは、都市銀行や地方銀行を指し、信託銀行（信託口を含む）、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系金融機関、政府系金融機関、証券金融会社等は含みません。

（注８）保険会社とは、保険業法（平成７年法律第105号）第２条第３項に規定する生命保険会社及び同条第４

項に規定する損害保険会社をいいます。

（注９）事業法人等とは、金融機関及び金融商品取引業者以外のすべての法人を指し、株式会社だけではなく、例えば、財団法人・学校法人等の法人も含みます（投資事業有限責任組合等の法人格のない団体は、事業法人等には含まれません。）。

（注10）国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等の所有する株式のうち、所有目的が純投資であることが明らかであり、売買の状況を踏まえ名証が適当と認めるものは、流通株式として取り扱うことができます（10%以上を所有する場合を除く）。
名証は、最近５年間に提出された大量保有報告書及び変更報告書のほか、最近５年間の売買実績及び所有目的について株主が記載した当取引所所定の「保有状況報告書」によって、所有目的、５年以内の売買実績等について確認を行います。確認の際には、大量保有報告書等の作成者である株主に対して、申請会社との関係性や今後の所有方針の確認を行うことがあります。
なお、申請会社が名証を含む金融商品取引所に上場していない場合には、売買実績は求めません。また、新規上場時の株主については、新規上場後５年以内においても、同様に売買実績を求めません。

（注11）10%以上を所有する者が所有する有価証券のうち、以下のものは、流通性の乏しい株券の数からは除外します。この場合、当該株式であることを証明する書面等（例えば、投資信託又は年金信託に組み入れられている有価証券については、その組み入れ状況が確認できる資料等）をご提出いただきます。なお、いわゆる従業員持株会は、10%を超えた場合、流通株式に含まれず、流通性の乏しい株券となります。

○投資信託又は年金信託に組み入れられている有価証券、その他投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者又は信託業務を営む銀行等が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている有価証券
○投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する有価証券
○証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する有価証券のうち信用取引に係る有価証券
○預託証券に係る預託機関（名義人を含みます。）の名義の有価証券
○その他当該有価証券の数の10%以上を所有する者以外の者が実質的に所有している有価証券のうち、名証が適当と認めるもの

なお、上記のほか、名証が流通株式に含めることが適当でないと認める有価証券についても、流通性の乏しい株券の数に含める場合があります。

＜大規模な公募又は売出しを伴う新規上場に係る特例＞

名証では、株式の公募・売出しの規模を、市場の需給を踏まえ円滑な消化が可能と見込まれる水準にしようとする場合の緩和措置を設けています。（規程第713条）

具体的には、新規上場時における株式の公募又は売出しの規模が1,000億円以上の見込みである場合に(注)、「流通株式比率に係る基準に適合するための計画書」を提出することで、上場時に求められる流通株式比率は10%以上の見込みで足りることとになります。「流通株式比率に係る基準に適合するための計画書」には、原則として、上場後５年以内に流通株式比率に関する基準に適合するための具体的な計画及び当該計画に含まれる個別の取組の実施予定時期等について記載していただきます。

なお、提出された計画書は、新規上場承認日から公衆縦覧の対象とするほか、流通株式

比率が35%以上となるまでの間、当該計画書に記載された計画の進捗状況（計画に重要な変更がある場合には変更内容を含みます。）を、１事業年度に対して１回以上の頻度で開示する必要があります。

（注） 公募又は売出しの規模は、発行価格決定日に決定された株価を用いて算定します。ただし、上場承認までに提出する時価総額算定書における株価を用いて算定した公募又は売出しの規模が基準を満たさない場合は、原則として上場を承認しません。

○ 上場後における「個人株主の確保」について

申請会社がプレミア市場の上場会社となった際には、「個人株主の所有する株式(注)の数が、上場会社の事業年度の末日において上場株券の数の５％以上であること又は株主数が2,000人以上であること」が上場維持基準として求められる（規程第501条第１項第２号ｂの(c)）ほか、個人株主の確保に関する努力義務が課される（規程第449条）こととなりますので、上場前後の資本政策においては、個人株主の確保にも留意した対応をお願いいたします。

（注） 「個人株主の所有する株式」とは、上場内国会社から提出される有価証券報告書の「所有者別状況」中の「個人その他」に記載された株式のうち、流通性が乏しい上記＜流通株式数基準＞①から⑥までに掲げる者又は組合等が所有する株式を除いた株式をいいます。

（3） 時価総額（規程第211条第3号）

上場日における時価総額が250億円以上となる見込みのあること。 **【規程第211条第３号】**

「時価総額」は、上場時において見込まれる上場株券の数に株価を乗じて得た額に、その申請会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限ります。）に係る時価総額を加えて算定します。

算定の際の株価には次の価格を用います。

＜申請会社が未上場会社の場合＞

上場申請に係る公募又は売出しを行う場合には、公募又は売出しの価格(注１)を用います。

上場申請に係る公募又は売出しを行わない場合には、名証が合理的と認める算定式により計算された株券の評価額を用います。

＜申請会社が他の取引所の上場会社の場合＞

上場申請に係る公募又は売出しを行う場合には、公募又は売出しの価格(注１)と上場を承認する日の２営業日前の日以前１か月間における株式の最低価格(注２)のいずれか低い価格

を用います。

上場申請に係る公募又は売出しを行わない場合には、上場を承認する日の２営業日前の日以前１か月間における株式の最低価格を用います。

（注１） 公募又は売出しの価格とは、発行価格決定日に決定された株価をいいます。ただし、上場承認までに提出する時価総額算定書において基準を満たさない場合は、原則として上場を承認しません。

（注２） 最低価格とは、その株式が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における、対象期間各日の最終価格（終値）のうち最低の価格をいいます。したがいまして、気配値段や立会時間外、市場外での取引価格、取引時間中の最低価格（安値）は含みません。

（注３） 申請会社が保有する自己株式について、自己株式消却決議を行った場合の当該自己株式消却決議に係る自己株式は、消却したものとみなして算定します。（規則第213条第１項第２号）

（4） 事業継続年数（規程第211条第6号）

新規上場申請日から起算して３年前より前から株式会社として継続的に事業活動をしていること。

【規程第211条第６号（規程第205条第４号準用）】

申請会社は、 新規上場申請日において、新規上場申請日から起算して３か年前より前（注）から、株式会社として新規上場申請日における主要な事業に関する活動を３か年以上継続して行っていることが必要です。

（注） 例えば、新規上場申請日が20X4年４月１日の場合、同日を起算日とした３か年前の日は20X1年４月２日となりますので、その日より前の日以前（20X1年４月１日以前）に株式会社として主要な事業に関する活動を開始していることが必要です。

（5） 純資産の額（規程第211条第4号）

上場日における純資産の額が、50 億円以上となる見込みのあること。

【規程第211条第４号】

上場日における純資産の額が50 億円以上となる見込みのあることが必要です。審査対象となる「上場日における純資産の額」は、次のとおりです。

＜申請会社が、基準事業年度（「Ⅰの部」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度）の末日の翌日以後の「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出した場合＞

直近の「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しに記載された直

前四半期会計期間の末日における純資産の額(注1)が審査対象となります。また、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期貸借対照表（単体）の数値が審査対象となります。

加えて、四半期貸借対照表（単体）に基づいて算定される純資産の額(注2)が負の数値でないことが必要です。

＜上記以外の場合＞

「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載された基準事業年度の末日における純資産の額(注3)が審査対象となります。また、連結財務諸表を作成していない場合には、貸借対照表（単体）の数値が審査対象となります。

加えて、貸借対照表（単体）に基づいて算定される純資産の額(注4)が負の数値でないことが必要です。

また、上記の純資産の額が基準を充足しない場合であっても、上場前の公募による調達見込額又は調達額を加算した純資産の額を審査対象とすることができます。その場合は、「直前の四半期会計期間の末日又は事業年度の末日における純資産の額」、「公募による調達見込額」及び「審査対象とする純資産の額」を記載した当取引所所定の「純資産の額計算書」を提出する必要があります。

（注１） 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第１項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいいます。

（注２） 「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第１項に規定する準備金等を加えた額をいいます。

（注３） 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の２第１項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される少数株主持分を控除して得た額をいいます。

（注４） 「財務諸表等規則」の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の３第１項に規定する準備金等を加えた額額をいいます。

（注５） 申請会社がIFRS任意適用会社である場合は、四半期連結貸借対照表又は連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額とします。

（6） 利益の額又は売上高（規程第211条第5号）

次のａ又はｂに適合すること。

ａ 最近２年間における利益の額の総額が25億円以上であること。

ｂ 最近１年間における売上高が100億円以上であって、かつ、上場日における時価総

額が1,000億円以上となる見込みのあること。

【規程第211条第５号】

次のａ又はｂに適合していることが必要です。

ａ．最近２年間の利益の額の総額が 25 億円以上であること。（以下「利益基準」といいます。）

ｂ．最近１年間における売上高が 100 億円以上である場合で、かつ、上場日における時価総額が1,000億円以上ある見込みのあること。（以下「売上高基準」といいます。）

＜利益基準の場合＞

ａ．最近２年間(注１)の利益の額の総額(注２)が25億円以上であること。

この基準では、連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（以下「連結損益計算書等」といいます。）に基づいて算定される「利益の額」（審査対象期間に連結財務諸表を作成していない期間がある場合には、その期間については、損益計算書（単体）に基づいて算定される「利益の額」）が審査対象となります。

ここでいう「利益の額」とは、連結財務諸表規則第61条により記載される経常利益金額又は経常損失金額に、同規則第65条第３項により記載される金額（いわゆる非支配株主に帰属する当期純利益）を加減して算出した金額です（損益計算書（単体）の場合は、財務諸表等規則第95条により表示される経常利益金額又は経常損失金額となります）(注３)。

□

なお、申請会社が新規公開企業の場合、原則として「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」（以下この項において「Ⅰの部」といいます。）に記載された２期分の連結財務諸表又は財務諸表から「利益の額」を算定しますが(注４)、申請会社が国内の他の金融商品取引所に既に上場している会社又は継続開示会社の場合、基準事業年度以前の「利益の額」は、「Ⅰの部」に記載された連結財務諸表又は財務諸表の比較情報（基準事業年度の会計方針を適用）の数字ではなく、過去において提出した有価証券届出書又は有価証券報告書等に記載された当該事業年度の連結財務諸表又は財務諸表（当該事業年度の会計方針を適用）から「利益の額」を算出します（図表参照）。この場合、「Ⅰの部」に当該事業年度の連結財務諸表又は財務諸表及び公認会計士又は監査法人による監査報告書を添付する必要があります。

（注１） 「最近」の起算は、基準事業年度の末日からさかのぼります。例えば、基準事業年度が20X1年３月期である申請会社についての「最近１年間」は、20X0年４月１日から 20 X1年３月31日までの１年間を意味します。以下、「最近」の起算は同様に取り扱います。

（注２） 利益の額が負の数値である場合も加算します。例えば、最近２年間の利益の額が、それぞれ△５億円、30 億円である場合には、（△５億円）＋30 億円で 25 億円となります。

（注３） 申請会社がIFRS任意適用会社である場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額（税引前利益の額を基礎として計算します）とします。

（注４） 新規公開の場合は、「Ⅰの部」には、図表のとおり、直前期の会計方針を適用した直前々期及び直前期の連結財務諸表又は財務諸表が記載されることになりますが、直前々期の「利益の額」の算定について、直前期の会計方針を適用した直前々期の連結財務諸表又は財務諸表ではなく、直前々期の会計方針を適用した直前々期の連結財務諸表又は財務諸表（当該書類に準ずるものとして当取引所が適当と認める書類を含む。）を利用することもできます。その場合、当該書類及び当該書類に対する公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面の提出が必要になります。

（注５） 利益の額が監査法人又は公認会計士の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、その意見に基づいて修正したのちの利益の額を審査対象とします。

（注６） 申請会社が最近２年間に事業年度（決算期）の変更を行っているため、審査対象期間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合の利益の額の算出方法は、連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書の利益の額を月割按分することにより審査対象期間の利益の額を算出します。

＜売上高基準の場合＞

ｂ．最近１年間における売上高が100億円以上である場合で、かつ、上場日における時価総額が1,000億円以上ある見込みのあること。

（注１）時価総額の算定方法は、「(3) 時価総額」をご参照ください。

（注２） 売上高は、連結損益計算書等（審査対象期間において申請会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、損益計算書）に掲記される売上高をいいます。

（注３） 事業年度（決算期）の変更を行っているため、審査対象期間の売上高が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書の売上高を月割按分することにより審査対象期間の売上高を算定します。

（注４） 売上高が、公認会計士又は監査法人の意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められる場合を除き、その監査意見に基づいて修正したのちの売上高を審査対象とします。

（注５）申請会社が相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額及び当該相互会社の各連結会計年度の損益計算書に掲記される売上高について審査対象とします。

（7） 虚偽記載又は不適正意見等（規程第211条第6号）

①虚偽記載

ａ 最近２年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の

四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

【規程第211条第６号（規程第205条第７号ａ準用）】

最近２年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等(注1)が記載又は参照される有価証券報告書等(注2)に「虚偽記載」(注3)を行っていないことが必要です。また、最近２年間に終了する各事業年度における四半期会計期間及び各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等(注4)が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないことが必要です。

（注１） 財務諸表等とは、財務諸表及び連結財務諸表をいいます。

（注２） 有価証券報告書等とは、以下のものをいいます。
- 有価証券届出書及びその添付書類並びに当該有価証券届出書に係る参照書類
- 発行登録書及び添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類
- 発行登録追補書類及び添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類
- 有価証券報告書及び添付書類
- 半期報告書
- 四半期報告書
- 目論見書

（注３） 「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令又は課徴金納付命令若しくは告発を受けた場合、又は訂正届出書等を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいいます。

（注４） 四半期財務諸表等とは、四半期財務諸表又は四半期連結財務諸表（特定事業会社にあっては、中間財務諸表等を含む）をいいます。

②不適正意見等

ｂ 最近２年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近１年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等※の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。(注1、2)

【規程第211条第６号（規程第205条第７号ｂ準用）】

ｃ 最近１年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近１年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。(注3、4、5)

【規程第211条第６号（規程第205条第７号ｃ準用）】

※「公認会計士等」とは、監査法人又は２人以上の公認会計士をいいます（以下同じ。）。

監査法人等の監査意見については、原則として、以下に該当することが必要です。

・最近２年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近１年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除きます。）において「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。
・最近１年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書において「無限定適正意見」が記載され、かつ最近１年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において「無限定の結論（特定事業会社の場合にあっては「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。）」が記載されていること。

これは、利益の額等の審査は、適正な会計処理等に基づく財務諸表等をベースに行うことを前提としているためです。また、特に基準事業年度においては、監査法人の指導等により、申請会社が会計上の問題点をすべて解消していることが必要と考えられるためです。

なお、監査意見が「無限定適正意見」であっても、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨が監査報告書に記載されている場合には、有価証券上場規程第213条の中で「企業の継続性」を審査項目としていることから、上場承認までに提出される四半期レビュー報告書等において当該事項に係る記載がなくなる等、継続企業の前提に関して重要な不確実性が認められなくなることが審査上求められます。また、最初の１年間においては、継続企業の前提に関する事由により「不適正意見」等（最近１年間に終了する事業年度及び連結会計年度については、「限定付適正意見」を含む。）が付されている場合は申請が可能ですが、その場合には、不適正意見等が付された経緯等を審査の過程で確認することとなります。

（注１） 例えば、直前々期の期首後に監査契約を締結して監査を実施したために、期首残高の妥当性の検証が困難であることや、必要な監査時間が確保できないことなどにより、直前々期の監査報告書に「限定付適正意見」が付された場合であっても、申請が可能です。

（注２） 天災地変など申請会社の責めに帰すべからざる事由により「意見の表明をしない」旨の記載がなされている場合及び継続企業の前提に関する事由により「不適正意見」等の記載がなされている場合は、申請が可能です。

（注３） 比較情報に対する事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合は、申請は可能です。

（注４） 継続企業の前提に関する事由により、「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合は、申請は可能です。

（注５） 他市場経由上場又は未上場で四半期報告書を作成している継続開示会社の新規上場の場合は、最近１年間の四半期レビュー報告書に「無限定の結論」が記載されている必要があります。

③内部統制報告書等

d　新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。
(a) 最近１年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。
(b) 最近１年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

【規程第211条第６号（規程第205条第７号ｄ準用）】

「財務報告に係る内部統制」に関する取扱いについては、申請会社に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合において、以下に該当するものでないことが必要です。

①最近１年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

②最近１年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること(注)。

(注)　内部統制報告書に係る監査証明の免除を選択可能な期間において、監査証明の免除を行っている場合は除きます。

（8） 登録上場会社等監査人による監査（規程第211条第6号）

最近２年間の財務諸表等及び最近１年間の四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人※の監査又は四半期レビューを受けていること

【規程第211条第６号（規程第205条第８号準用）】

※　日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の品質管理レビューを受けた者に限ります。）です（名証が適当でないと認める者を除きます。）。

最近２年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近１年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人による法第193条の２の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けている必要があります。

資本市場や企業活動の国際化、企業が採用する情報技術の高度化、更には国際会計基準の導入や、会計基準・監査基準の大改訂、上場会社における粉飾決算の発生など、公認会計士監査を取り巻く環境は大きく変化しており、企業が公表する財務諸表等に対して公認

会計士が独立の立場から実施する監査について、その信頼性の一層の向上が求められております。

このような企業や会計・監査を取り巻く状況を鑑みると、これまで以上に組織化された監査体制が望まれ、また、主要な担当者が長期間継続して同一の会社の監査業務に従事することは独立性確保の観点から好ましいことではありません。

したがって、名証としては、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）による監査を受けること及び当該監査が監査法人または複数の公認会計士による共同監査によって行われていることを新規上場申請者に求めています。

また、監査体制の充実や独立性確保の観点から、上場会社監査事務所部会へ「組織形態」が監査法人または共同事務所として登録が行われ、組織的監査体制が整備された監査法人又は共同事務所を監査人として選定していただきたいと考えております。

なお、継続監査は基準上は要件としていませんので、監査契約の締結時期については、監査法人等の判断に基づくこととなります。

（9） 株式事務代行機関の設置（規程第211条第6号）

株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関※に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。

【規程第211条第６号（規程第205条第９号準用）】

※　名証で現在承認している株式事務代行機関は、信託銀行並びに、東京証券代行㈱、日本証券代行㈱及び㈱アイ・アールジャパンの各社です。

株式事務の合理化を図る観点から、上場会社には、株式事務を名証の承認する株式事務代行機関に委託することを求めています。

従って、申請会社は、上場申請日までに、名証の承認する株式事務代行機関に株式事務を委託しているか、又は当該株式事務を受託する旨の内諾を得ていることが必要となります。

（10） 単元株式数（規程第211条第6号）

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること。

【規程第211条第６号（規程第205条第10号準用）】

名証では、投資者をはじめとする市場利用者の利便性を向上させるため、全上場会社の売買単位（注1）を100株に統一しており、新規上場の申請会社においては、その売買単位（単

元株式数）をあらかじめ100株に設定していただくことを求めています。

具体的には、上場申請の際に、定款等諸規則や登記事項証明書等の上場申請書類に基づき単元株式制度採用の有無及び単元株式数を確認します。上場申請の段階で単元株式制度を採用していない場合や単元株式数が100株で無い場合は、審査期間内に単元株式制度の採用・単元株式数の変更を行っていただくこととなります(注２)。

国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券であっても、単元株式数が100株である必要があります。

（注１）　金融商品取引所における売買は、銘柄ごとに定める単位の整数倍の数量によって行われますが、この単位のことを売買単位といいます。売買単位は、原則として、単元株制度の採用会社については１単元の株式数、単元株制度の非採用会社については１株となります。

（注２）　定款、登記事項証明書、社内諸規則、「Ｉの部」等の新規上場申請に係る各種書類については、審査期間内に記載内容を変更し、ご提出いただく必要があります。

（11）株式の譲渡制限（規程第211条第6号）

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。

【規程第211条第６号（規程第205条第11号準用）】

株式会社は、定款において株式の譲渡につき制限を設けることができますが、金融商品取引所は不特定多数の投資者が参加する流通市場であり、市場における売買に基づく株式の移転についての制限は、制度としてなじまないものです。したがって、上場申請に係る株式の譲渡につき原則として制限を行っていないことが必要です。

このため、上場申請に係る株式の譲渡制限の制度を設けている会社は、上場承認までに定款を変更し、当該変更事項を反映した登記事項証明書等を提出していただくことが必要です。

なお、放送法、航空法などの特別の法律により株式の譲渡制限が行われ、かつ、その制限の内容が名証の市場における売買を阻害しないものと認められる場合は、例外として取り扱います。

（12）指定振替機関における取扱い（規程第211条第6号）

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

【規程第211条第６号（規程第205条第12号準用）】

金融商品取引所に上場する株券は、振替法に基づき指定振替機関（株式会社証券保管振替機構（以下「保振」といいます。））における株式等振替制度の対象となります。

従って、申請会社の株式は、既に保振の取扱い対象であるか、又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあることが必要となります。

申請会社の発行する株式が指定振替機関の振替業における取扱いの対象となるためには、当該申請会社が株券不発行会社であることが求められていることから、申請会社が株券発行会社であり、かつ、株券不発行に係る手続きを完了していない場合には、上場承認までに株券不発行に係る手続きを行う必要があります。また、上場承認後（原則として上場承認日）に保振に対して、上場する株式を保振が取り扱うことに同意する旨を記載した、保振が定める同意書を提出する必要があります。

（13） 合併等の実施の見込み（規程第211条第6号）

次のａまたはｂに該当するものでないこと。

ａ 新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から２年以内に、合併、会社分割、子会社化（他の会社を子会社とすること）若しくは非子会社化（他の会社の親会社でなくなること）、事業の譲受け若しくは譲渡を行う予定があり※、かつ、申請会社が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなる場合。

【規程第211条第６号（規程第205条第13号ａ準用）】

ｂ 申請会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から２年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除きます。）

【規程第211条第６号（規程第205条第13号ｂ準用）】

※ 申請会社の子会社が行った又は行う予定のある場合を含みます。

以下のａまたはｂに該当するものでないことが必要です。

ａ 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化、事業の譲受け若しくは譲渡

新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から２年以内[注1]に、申請会社が実質的な存続会社でなくなってしまうような合併等[注2]を行う予定のある場合には、当該行為により申請会社の事業内容、財政状態及び経営成績等が極端に変化するものと考えられます。

このような場合、当該会社が上場申請を行ったとしても、当該行為後の企業実態を把握することが困難であること等から、上場申請を受理しないこととしています。

（注１） 「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後、新規上場申請日まで」の間は含まれませんので、当該期間に合併等を行っている場合は、上場申請が可能です。

（注２） 会社分割については、当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が申請会社の

主要な事業となるものに限ります。）である場合を除きます。

申請会社が行った合併等が上記に該当せず上場申請が不受理とならない場合でも、当該合併等が重要な影響を与えると判断される場合には、別途、上場申請にあたって資料の提出が必要となる場合があります。

b 合併、株式交換又は株式移転

上場会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、当該行為により上場会社は上場廃止となります。

そこで、上場申請時点において上場廃止となる予定のある会社を上場させることは好ましくないことから、申請会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から２年以内に行う予定の場合には、上場申請を受理しないこととしております。

（注） ただし、当該組織再編行為を上場日以前に行う予定がある場合については、上場申請は可能です。